

委託契約書(案)

委託者 魚津市長 村椿 晃(以下「甲」という。)と受託者_____ (以下「乙」という。)とは、次のとおり委託契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、道路運送法第78条(昭和26年法律第183号)の規定に基づく自家用有償旅客運送の登録を受け、魚津市民バス(市街地巡回ルート東回り及び西回り)運行事業(以下「委託業務」という。)の実施について、乙にこれを委託し、乙は、これを受託する。

(委託業務の実施基準)

第2条 乙は、委託業務の実施に当たっては、「魚津市民バス(市街地巡回ルート東・西回り)運行業務仕様書」の定めるところに従い実施するものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 委託業務実施に伴う委託料は、金_____円(うち取引に係る消費税及び地方消費税_____円)とする。

(業務内容の変更等)

第5条 乙は、事故や異常気象、その他の事由により業務内容の変更の必要が生じた時は、甲に通知し、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、緊急性があると判断される場合、乙はその判断により業務内容を変更できるものとし、その後速やかに甲に報告するものとする。

(委託料の精算)

第6条 乙は、各年度終了後15日以内に精算関係書類を甲に提出し、甲の確認を得なければならない。

2 前条の規定などにより委託料の変更が生じる場合には、各年度の精算時に委託料を変更し、甲は各年度の最終月に調整して支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、全額を免除する。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、委託業務を自ら行うものとし、第三者に再委託してはならない。

(委託料の支払)

第9条 委託料の支払いは、次のとおり支払うものとする。

期間	支払予定月	支払金額
令和8年4月分	令和8年5月	円
令和8年5月分	令和8年6月	円
令和8年6月分	令和8年7月	円
令和8年7月分	令和8年8月	円
令和8年8月分	令和8年9月	円
令和8年9月分	令和8年10月	円
令和8年10月分	令和8年11月	円
令和8年11月分	令和8年12月	円
令和8年12月分	令和9年1月	円
令和9年1月分	令和9年2月	円
令和9年2月分	令和9年3月	円
令和9年3月分	令和9年4月	第6条に基づき精算した金額から第4条第2項の当該年度割の金額を差引いた金額

2 甲は、乙からの適正な請求を受理した日から30日以内に、乙に支払うものとする。

ただし、第6条の規定により委託料や運行内容を変更する必要が生じた場合については、甲乙協議して支払うものとする。

(使用料の収納)

第10条 使用料の収納については、法令、条例、規則及び魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3号）に定めるもののほか、甲が別に定めるところによる。

2 乙は、委託期間中に得た収入金額は毎月末に集計し、翌月の5日まで集計結果を甲へ報告するとともに、翌月の10日までに甲へ納入する。

(運行車両の貸与)

- 第11条 甲は、委託業務に供する車両を乙に貸与し、乙はこれを借り受ける。
- 2 甲の貸与する車両が使用できない状況が生じたときは、基本的に乙の車両を使用するものとし、その負担は以下のとおりとする。
- | | |
|------------------------|--------------|
| (1) 通常の車検等、維持管理に伴う代替車両 | 甲の負担 |
| (2) 乙に起因する事故等に伴う代替車両 | 乙の負担 |
| (3) その他 | 甲乙協議のうえ決定する。 |

(維持管理)

- 第12条 乙は、委託業務に必要な諸設備の維持管理を行うものとする。

(実施責任等)

- 第13条 運行に関する基本的内容についての実施責任は、甲が負う。
- 2 乙は甲に起因するものを除き、事故等に関する業務遂行上的一切の責任を負うものとする。ただし、乙側に、飲酒、酒気帯び運転、無免許・無資格運転、薬物を摂取しての運転などの悪質な重過失・故意などはなく、甲加入の自動車損害共済で共済金が支払われる場合のみ、甲が負担対応する。
- 3 前項により乙が行った処理内容等は、速やかに書面をもって甲に報告するものとする。

(報告の徴収等)

- 第14条 甲は、乙に対して委託業務の実施状況及び乗降調査等について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。
- 2 乙は、甲の指定する様式に基づき、毎日の乗降記録や収入記録を甲に報告するものとする。

(個人情報の保護)

- 第15条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の解除)

- 第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。
- (1) この契約に違反したとき
- (2) 契約期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき
- 2 前項の規定によるこの契約の解除によって生じた乙の損害については、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

(協議)

第17条 この契約について、疑義が生じた事項又はこの契約に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各々その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

委託者 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 村 椿 晃

受託者